

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき生活保護法に準じて外国人に対する生活保護に関する事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>
③システムの名称	生活保護システム、番号管理連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法 第9条第1項 別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 ふれあい福祉課
②所属長の役職名	ふれあい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月13日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月25日	I 関連情報8.特定個人情報の取扱いに関する問合せ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月25日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更
令和1年6月25日	I 関連情報_5 評価実施期間における担当部署_②所属長	ふれあい福祉課長 竹田 直樹	ふれあい福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月13日 時点	平成31年4月15日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月1日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 総務課 法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報_4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事後	番号法の改正によるもの
令和4年6月20日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月20日	I 関連情報8.特定個人情報の取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月15日 時点	令和4年5月13日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年6月8日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき生活保護法に準じて外国人に対する生活保護に関する事務を行う。	生活保護法(昭和二十九年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき生活保護法に準じて外国人に対する生活保護に関する事務を行う。	事後	重要な変更項目でないため
令和5年6月8日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 别表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 别表第二の26の項	事前	
令和5年7月19日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月18日 時点	令和5年6月9日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月21日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月9日 時点	令和6年6月13日 時点	事後	重要な変更項目でないため